第37回 芝樋ノ爪及び芝4・5丁目地区まちづくり協議会 議事要旨

(1) 日時

令和3年11月2日(火)午前10時~11時10分

(2)場所

芝公民館 講座室

(3) 出欠者(会員数19名)

·会員:13名(欠席者6名)

•事務局:川口市5名、㈱首都圏総合計画研究所2名

(4)議事次第

- 1) 開会
- 2) 川口市からの情報提供
- 3) その他
- 4) 閉会

【配布資料】

- 次第
- 会則、会員名簿
- ・資料1:川口市からの情報提供



▲意見交換の様子



▲意見交換の様子

- (5) 議事概要(○:質問·意見、→:回答)
- 1) 開会

市より開会の挨拶。

役員の改選について、会則第6条に基づく各町会長の互選により、会長・副会長が任命される。

2) 川口市からの情報提供

事務局より「これまでの取組み」「主要区画道路6号、7号の整備後における交通規制のあり方」「主要区画道路6号、7号の「予定道路の指定」」「主要区画道路6号の残地活用」「主要区画道路7号(芝中央通り以東)の本整備工事」について説明した。

- ○:主要区画道路 6 号の残地について、近隣に住んでいるのでどのように活用されるか気になっていた。公園になるということで、良かった。会員以外の方に情報提供しても良いか。
- →:問題ない。
- 〇:上記公園予定地の形状を教えてほしい。
- →:間口 4.4m、奥行き 26mである。以前、協議会でも検討した樋ノ爪お山の公園は 400~500 ㎡ 程度であるが、それよりは小さい。主要区画道路 6 号に面するため、道路づくりと公園づくりを 一体的に検討することが議論のポイントになるだろう。
- ○:各町会1箇所ずつ公園を整備するという方針だったと思うが、当用地はどのような位置づけか。
- →:市が当地区で導入している密集事業では、各町会1箇所ずつ公園を整備するという方針は特にない。今回は、道路整備に伴う用地買収を進める中で、残地を取得した。公園は当地区内に適切な配置で整備されるべきと考えているが、公園用地の確保は難しい。芝樋ノ爪町会区域内で公園整備が続いているが、他の町会においても、公園用地を確保できた際には、検討を進めたい。
- ○:道路整備が進んだことで、芝銀座通り商店街の水はけが良くなり、困らなくなった。一方で、 当商店街周辺の道路が綺麗に拡幅整備されると当商店街の白線の色のくすみが気になってきた ので改善できないか。
- →:市が当地区で導入している密集事業では、防災の観点より整備すべき路線に優先的に取り組んでいる。既存の道路改修は当事業では予定していない。但し、本日のご意見は、他部署と調整しながら対応策を検討していく。
- ○:芝銀座通りは、通学路としても利用されているため、是非綺麗にしていただきたい。
- ○:地元からの意見として、所管課にお伝えいただきたい。
- ○:設立当初から協議会に関わっているが、主要区画道路 7 号の整備が進んできたと感じている。 公園用地については、樋ノ爪お山の公園の時のように検討に励みたい。当地区には、道路に接道 していない事業促進用地などが点在しているが、雑草が生えたまま活用されていない状況となっ ている。協議会として当用地の活用方法を検討したい。また、市として当用地を活用する方針は あるのか。
- ○:以前、協議会で東京まで公園整備の事例を見学に行ったので、是非また検討したい。
- ○:事業促進用地をすぐに活用することは難しいと思うが、協議会としても存在価値を発揮するために、視野を広く持って検討していきたい。芝神戸町会で活用できる事業促進用地があれば是非検討していただきたい。芝中田町会に活用できそうな用地はあるか。
- ○:芝中田町会区域内では、現時点では公園候補地はないと認識している。各町会1箇所程度ずつ

新設されると良いとは思うが、公園用地の確保が難しいだろう。

- ○:新しい公園用地は、一とき避難広場になるのか。
- →:公園整備後に、防災課と検討することになると思う。
- ○: 樋ノ爪お山の公園の検討にあたっては、近所の人も集めてグループ討議を行ったので、同じように検討会を立ち上げて、良い公園をつくりたい。
- ○:市の事業促進用地は、今後どのように活用されるのか。主要区画道路沿道の裏側に事業促進用地があることもある。
- →: 当地区ではかなり昔に市が土地区画整理事業を行うために、事業促進用地を取得した。土地区画整理事業は、換地処分を行い、パズルのように新しく区画を整備するので、現況では無接道のため土地利用が難しい土地も事業促進用地として取得した経緯がある。なお、平成27年に地区計画を導入し、土地区画整理事業の計画を取りやめたが市が継続管理している。接道している事業促進用地については、用地買収に伴い移転する権利者の移転先として、等価で売却することが考えられる。一方、接道していない事業促進用地については、活用方法が難しく、接道するように隣地を取得して拡大するか、隣地の所有者に売却すること等が考えられる。主要区画道路に面している事業促進用地に関しては、隣地の所有者への売却等、個別に検討している。
- ○:事業促進用地を活用した公園整備の検討をぜひお願いしたい。また、主要区画道路 6 号について、幅員 8mに整備されると、居住者専用道等にはせず、当然車は通行できるようにすると思うが、交通安全を確保するため、例えば一方通行として歩行空間を確保するなど、協議会でも意見を出し合い、検討していきたい。特に、現道がない芝樋ノ爪小学校付近の主要区画道路 6 号については、交通規制のあり方を柔軟に考えていきたい。また、主要区画道路 7 号について、現在は、交差する南北道路が優先道路になっており、7 号が非優先道路になっている。整備が進むことで優先道路の考え方は変わるか。
- →:主要区画道路7号について、警察との協議の中で、優先道路に関する指導は無かったため、整備後も優先道路の変更を行う予定はない。
- ○:道路整備が進むことで、7号を通行する車のスピードが上がるのではないか。
- ○:現在は、芝銀座通りが優先道路になっている。ただ、分かりづらくなっていると思うので、注意が必要である。お寿司屋さんの前の通りは車のスピードが上がってきていると感じる。
- ○:交通事故が発生してから対応しようとするのでは遅い。道路を拡幅すれば車のスピードが上がるのは想定されるため、人間優先の安心安全のまちづくりのために、しっかり対策していただきたい。また、会員から質問がたくさん上がったため、後日で良いので市から改めて回答していただきたい。
- ○:主要区画道路 6、7 号が拡幅されることで、芝中央通りとの交差点での事故が増えるのではないか。現在は居住者専用道となっているが、交通規制を守らずに侵入する車が多く見られ、交通事故も多い。立て看板を設置して周知する等の対策がされると良い。現在は、既存の電柱が残っているため、車のスピード抑制になっているが、道路の整備が進み、電柱が移設されると車のスピードが出るようになるだろう。また、主要区画道路 7 号沿道では、お店ののぼり旗によって、見通しが悪い箇所がある。交通事故が発生する前に予測して対策していただきたい。
- 〇:主要区画道路 6 号と芝中央通りの交差部は、既存の電柱があるが、電柱が撤去されると車のスピードが上がるだろう。
- →: 当該箇所については、現在砂利敷きになっているが、今週から仮舗装の工事に着手している。

立て看板の設置等については、関係部署と協議しながら検討していきたい。また、電柱の移設後は、整備予定地にポールコーン等を並べることで、車が入らないようにする予定である。

- ○: 芝中央通りと主要区画道路 6 号の交差部には信号は設置されるのか。
- →:交通管理者である警察が判断するが、今のところ設置の予定はない。交通事故が多ければ考え 方は変わるだろう。ただ、当該箇所で交通事故が多いということは把握していなかった。警察庁 のホームページで過去数年間の事故発生状況を地図上で確認できるため、事務局の方でも確認す る。

3) その他

市より当日資料の修正事項を説明(資料 1 、 9 ページ目に記載されている残地面積は、350 ㎡ではなく 110 ㎡と修正)。

次回協議会の日程は、会長、副会長と事務局で調整する。

4) 閉会

以上